

平成29年6月30日6月三次市議会定例会を開議した。

1 出席議員は次のとおりである（24名）

1番 伊藤 芳 則	2番 桑 田 典 章	3番 弓 掛 元
4番 藤 井 憲一郎	5番 新 家 良 和	6番 黒 木 靖 治
7番 横 光 春 市	8番 重 信 好 範	9番 山 村 恵美子
10番 宍 戸 稔	11番 保 実 治	12番 吉 岡 広小路
13番 福 岡 誠 志	14番 小 田 伸 次	15番 岡 田 美津子
16番 鈴 木 深由希	17番 澤 井 信 秀	18番 齊 木 亨
19番 池 田 徹	20番 大 森 俊 和	21番 竹 原 孝 剛
22番 杉 原 利 明	23番 助 木 達 夫	24番 亀 井 源 吉

2 欠席議員は次のとおりである

な し

3 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（24名）

市 長	増 田 和 俊	副 市 長	高 岡 雅 樹
副 市 長	瀬 崎 智 之	政 策 部 長	中 村 好 宏
<small>総務部 選挙管理委員会 事務局長</small>	落 田 正 弘	財 務 部 長	部 谷 義 登
地域振興部長	瀧 奥 恵	市 民 部 長	稲 倉 孝 士
福祉保健部長	森 本 純	子育て・女性支援部長	松 長 真由美
市民病院部長 事務部長	池 本 敏 範	産業環境部長 <small>併農業委員会事務局長</small>	日 野 宗 昭
建設部長	坂 本 高 宏	水 道 局 長	勝 山 修
教 育 長	松 村 智 由	教 育 次 長	長 田 瑞 昭
君田支所長	中 宗 久 之	布野支所長	沖 田 昌 子
作木支所長	串 田 孝 行	吉舎支所長	安 井 正 則
三良坂支所長	巳之口 彰 啓	三和支所長	行 政 豊 彦
甲奴支所長	内 藤 かすみ	監査事務局長	落 合 裕 子

4 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（5名）

事 務 局 長	大 鎗 克 文	次 長	新 田 泉
議 事 係 長	水 本 公 則	政 務 調 査 係 長	明 賀 克 博
政 務 調 査 主 任	清 水 大 志		

5 会議に付した事件は次のとおりである

日程番号	議案番号	件名
第 1	議案第66号	(総務常任委員長報告 1 件) 三次市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例 (案) (原案可決)
第 2	議案第62号 議案第63号 議案第67号 議案第71号 陳情第 1 号	(教育民生常任委員長報告 5 件) 三次市税条例の一部を改正する条例 (案) (原案可決) 三次市都市計画税条例の一部を改正する条例 (案) (原案可決) 三次市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 (案) (原案可決) 工事請負契約の締結について (原案可決) 平成29年度「給与所得等に係る市町村税・道府県民税特別徴収税額の決定・変更通知書 (特別徴収義務者用)」への個人番号記載の中止を求めることについて (原案可決)
第 3	議案第64号 議案第65号 議案第68号	(産業建設常任委員長報告 3 件) 三次市共同利用施設設置及び管理条例の一部を改正する条例 (案) (原案可決) 三次市都市公園設置及び管理条例の一部を改正する条例 (案) (原案可決) 指定管理者の指定について (原案可決)
第 4	議案第69号 議案第70号	(予算決算常任委員長報告 2 件) 平成29年度三次市一般会計補正予算 (第 1 号) (案) (原案可決) 平成29年度三次市診療所特別会計補正予算 (第 1 号) (案) (原案可決)
第 5	発議第 1 号	地方財政の充実・強化を求める意見書 (案) (原案可決)
第 6	発議第 2 号	教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書 (案) (原案可決)
第 7	発議第 3 号	公契約条例の制定による適正賃金・労働条件の確保と地域経済の振興を求める決議 (案) (原案可決)
第 8	…………… 陳情第 2 号	(閉会中継続審査申出事件 1 件) …………… (総務常任委員会) 北朝鮮のミサイルに備えた避難訓練等の実施を求めることについて

平成29年6月三次市議会定例会議事日程（第5号）

（平成29年6月30日）

日程番号	議案番号	件名
第 1	議 66	（総務常任委員長報告 1 件） 三次市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）……………267
第 2	議 62	（教育民生常任委員長報告 5 件） 三次市税条例の一部を改正する条例（案）……………268
	議 63	三次市都市計画税条例の一部を改正する条例（案）……………268
	議 67	三次市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に 関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）……………268
	議 71	工事請負契約の締結について……………268
	陳 1	平成29年度「給与所得等に係る市町村税・道府県民税特別徴 収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）」への個人 番号記載の中止を求めることについて……………268
第 3	議 64	（産業建設常任委員長報告 3 件） 三次市共同利用施設設置及び管理条例の一部を改正する条例 （案）……………269
	議 65	三次市都市公園設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）……………269
	議 68	指定管理者の指定について……………270
第 4	議 69	（予算決算常任委員長報告 2 件） 平成29年度三次市一般会計補正予算（第 1 号）（案）……………271
	議 70	平成29年度三次市診療所特別会計補正予算（第 1 号）（案）……………271
第 5	発 1	地方財政の充実・強化を求める意見書（案）……………275
第 6	発 2	教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意 見書（案）……………278
第 7	発 3	公契約条例の制定による適正賃金・労働条件の確保と地域経 済の振興を求める決議（案）……………279
第 8	……………	（閉会中継続審査申出事件 1 件） ……………
	陳 2	（総務常任委員会） 北朝鮮のミサイルに備えた避難訓練等の実施を求めることに ついて……………281


~~~~~ ○ ~~~~~

——開議 午前10時 0分——

○議長（亀井源吉君） 皆さん、おはようございます。

視聴者の皆様には、御視聴いただき、まことにありがとうございます。

本日は6月定例会最終日であります。

各委員会審査の報告と採決を行いますので、よろしく願いいたします。

ただいまの出席議員数は24人であります。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議録署名者として、横光議員及び重信議員を指名いたします。

この際、御報告いたします。

本日、市長から、地方自治法第243条の3第2項の規定により、市が出資金の2分の1以上を出資している法人の経営状況説明書を受理いたしております。受理した法人は次のとおりです。株式会社広島三次ワイナリー、株式会社君田トエンティワン、株式会社布野特産センター、株式会社三次ケーブルビジョン、以上の説明書については配付のとおりであります。

以上で報告を終わります。

暑いようでしたら、上着を脱いでいただいても結構でございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 総務常任委員長報告1件

議案第66号 三次市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）

○議長（亀井源吉君） 日程第1、議案第66号三次市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）を議題といたします。

議案1件について、総務常任委員長の報告を求めます。

（総務常任委員長 杉原利明君、挙手して発言を求め）

○議長（亀井源吉君） 杉原総務常任委員長。

〔総務常任委員長 杉原利明君 登壇〕

○総務常任委員長（杉原利明君） おはようございます。

今期定例会において総務常任委員会に審査付託となりました議案1件について、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本委員会では、去る6月26日に委員会を開催し、担当部長等の出席を求め、慎重に審査いたしました。

議案第66号三次市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）については、審査の結果、全員一致をもって原案のとおり可決してよいものと決しました。

審査の過程において各委員から述べられた指摘及び意見について、その主なものを申し上げます。

1、市営住宅の今後のあり方については、行財政改革大綱に基づく三次市公共施設等総合管理計画との整合を図り、廃止、長寿命化、新築など、適正な整備水準の確保に向け、適切なマ

ネジメントを行っていくよう努められたい。

2、公共施設を廃止するに当たっては、設置経過を踏まえ、関係する市民等の意見を十分聞きながら進められたい。

以上、述べました事項のほか、委員会審査において各委員から述べられた指摘及び意見についても、今後十分に反映していただくよう要望いたします。

また、本委員会では、6月26日にJR三江線の跡地利用について自由討議を実施いたしました。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（亀井源吉君） ただいまの委員長報告に対する質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（亀井源吉君） 質疑なしと認めます。

討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（亀井源吉君） 討論なしと認めます。

これより議案第66号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

議案第66号は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（亀井源吉君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第66号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第2 教育民生常任委員長報告5件

議案第62号 三次市税条例の一部を改正する条例（案）

議案第63号 三次市都市計画税条例の一部を改正する条例（案）

議案第67号 三次市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）

議案第71号 工事請負契約の締結について

陳情第1号 平成29年度「給与所得等に係る市町村税・道府県民税特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）」への個人番号記載の中止を求めることについて

○議長（亀井源吉君） 日程第2、次に、議案第62号三次市税条例の一部を改正する条例（案）外3議案及び陳情第1号を一括議題とします。

議案4件及び陳情1件について、教育民生常任委員長の報告を求めます。

（教育民生常任委員長 大森俊和君、挙手して発言を求める）

○議長（亀井源吉君） 大森教育民生常任委員長。

〔教育民生常任委員長 大森俊和君 登壇〕

○教育民生常任委員長（大森俊和君） 今期定例会において教育民生常任委員会に審査付託となりました議案4件及び陳情1件について、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本委員会では、去る6月26日に委員会を開催し、担当部長等の出席を求め、また、陳情については提出者からの趣旨説明を受けるなど、慎重に審査をいたしました。

議案第62号三次市税条例の一部を改正する条例（案）外議案3件については、審査の結果、全員一致をもって原案のとおり可決してよいものと決しました。

次に、陳情第1号平成29年度「給与所得等に係る市町村税・道府県民税特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）」への個人番号記載の中止を求めることについては、全員一致をもって不採択とすべきものと決しました。

審査の過程において各委員から述べられた指摘及び意見について、今後十分に反映していただくよう要望し、委員長報告を終わります。

以上であります。

○議長（亀井源吉君） ただいまの委員長報告に対する質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（亀井源吉君） 質疑なしと認めます。

討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（亀井源吉君） 討論なしと認めます。

これより議案第62号外3議案及び陳情第1号を一括採決いたします。

議案4件に対する委員長の報告は可決であります。

次に、陳情1件に対する委員長の報告は不採択であります。

お諮りいたします。

議案第62号外3議案及び陳情第1号は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（亀井源吉君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第62号外3議案は委員長の報告のとおり可決されました。

陳情第1号平成29年度「給与所得等に係る市町村税・道府県民税特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）」への個人番号記載の中止を求めることについては不採択と決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 産業建設常任委員長報告3件

議案第64号 三次市共同利用施設設置及び管理条例の一部を改正する条例
（案）

議案第65号 三次市都市公園設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）

議案第68号 指定管理者の指定について

○議長（亀井源吉君） 日程第3、次に、議案第64号三次市共同利用施設設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）外2議案を一括議題といたします。

議案3件について、産業建設常任委員長の報告を求めます。

（産業建設常任委員長 保実 治君、挙手して発言を求め）

○議長（亀井源吉君） 保実産業建設常任委員長。

〔産業建設常任委員長 保実 治君 登壇〕

○産業建設常任委員長（保実 治君） 皆さん、おはようございます。

今期定例会において産業建設常任委員会に審査付託となりました議案3件について、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本委員会では、去る6月26日に委員会を開催し、担当部長等の出席を求め、慎重に審査をいたしました。あわせて、君田農園、植物工場、三次市みらさか1号公園及びみらさか2号公園について現地確認を実施いたしました。

議案第64号三次市共同利用施設設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）外議案2件については、審査の結果、いずれも全員一致をもって原案のとおり可決してよいものと決しました。

審査の過程において各委員から述べられた指摘及び意見について、その主なものを申し上げます。

議案第64号三次市共同利用施設設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）は、これまでの経緯にも配慮し、関係者との調整を十分に行い、今後の取組に影響がないように取り組まれない。

以上、述べました事項のほか、委員会審査において各委員から述べられた指摘及び意見についても、今後十分に反映していただくよう要望し、委員長報告を終わります。

以上でございます。

○議長（亀井源吉君） ただいまの委員長報告に対する質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（亀井源吉君） 質疑なしと認めます。

討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（亀井源吉君） 討論なしと認めます。

これより議案第64号外2議案を一括採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本件は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（亀井源吉君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第64号外2議案は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第4 予算決算常任委員長報告2件**

**議案第69号 平成29年度三次市一般会計補正予算（第1号）（案）**

**議案第70号 平成29年度三次市診療所特別会計補正予算（第1号）（案）**

○議長（亀井源吉君） 日程第4、議案第69号平成29年度三次市一般会計補正予算（第1号）（案）外1議案を一括議題といたします。

議案2件について、予算決算常任委員長の報告を求めます。

（予算決算常任委員長 福岡誠志君、挙手して発言を求める）

○議長（亀井源吉君） 福岡予算決算常任委員長。

〔予算決算常任委員長 福岡誠志君 登壇〕

○予算決算常任委員長（福岡誠志君） 今期定例会において予算決算常任委員会に審査付託となりました議案2件について、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本委員会では、去る6月28日に委員会を開催し、担当部長等の出席を求め、慎重に審査をいたしました。

議案第69号平成29年度三次市一般会計補正予算（第1号）（案）については、審査の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決してよいものと決しました。

次に、議案第70号平成29年度三次市診療所特別会計補正予算（第1号）（案）については、審査の結果、全員一致をもって原案のとおり可決してよいものと決しました。

審査の過程において各委員から述べられた指摘及び意見について、その主なものを申し上げます。

1、三次地区拠点整備事業については、本市全体の活性化を焦点に事業周知を行うとともに、市民の意見を広く聴取できる手段を構築し、事業に反映できる取組とされたい。

2、行政情報処理経費補正のもととなった基幹業務システムの自庁設置について、将来を見据えてどんなシステム構築が有益かなど、今後も調査研究を重ね、その内容について議会に示されたい。

以上、述べました事項のほか、委員会審査において各委員から述べられた指摘及び意見についても、今後施策に十分に反映していただくよう要望し、委員長報告を終わります。

○議長（亀井源吉君） ただいまの委員長報告に対する質疑は、予算決算常任委員会において既に行われておりますので、省略いたします。

これより討論を行います。討論を願います。

（22番 杉原利明君、挙手して発言を求める）

○議長（亀井源吉君） 杉原議員。

○22番（杉原利明君） 議案第69号について、反対の討論を行いたいと思います。理由に関しましては、第2条の繰越明許費に関することとございますけれども、今補正予算の中の第2表繰越明許費の中の三次地区拠点整備事業8億3,364万2,000円の繰越明許、特にこの6月定例会の

時期に繰越明許を認めるということに私はいささかまだ時期尚早ではないかという思いを込めて、反対討論したいと思います。

3月定例会において、この三次地区拠点整備事業に関しましては、修正予算等を出されるなど、まだ市民の皆さんに周知ができていないんじゃないか、まだまだ市民の皆様の声を慎重に聞き取るべきではないかというような意見の中で、市長みずから、3月定例会最終日に、開館、オープン予定を半年間延ばすと宣言されたわけでございますけれども、その後、わずか3カ月後の今定例会において、工事契約をできるこの繰越明許費の提示というのに私はいささかまだ時期尚早ではないかというふうに思います。

もちろん、その後、三次市におかれましては、住民説明会や広報みよし等でこの三次地区拠点整備事業について説明をされてこられました。直接、三次町を出て、北部、中部、南部の3会場で住民に対する説明もされましたけれども、この旧三次市対象の説明会においても、福祉保健センター4階でありましたけれども、その中で住民の方は、その説明の中で、もっとちゃんと経費等も示してほしいという御意見も複数名から出たと思うんですけれども、当時の説明では、その赤字額等もしっかりと説明もされていっていませんでした。赤字を公表されておる中で約800万円、さらに、直営ということで、人件費部分は載せていっていませんけれども、3月定例会の当時の担当部長の説明によれば、3名以上はこの施設へ確保するということで、もともと事業の赤字800万円と人件費最低でも3名分を合わせると、毎年2,000万円前後の赤字経営となろうかというふうに思います。やはりそういったところをしっかりと住民説明の中に織りまぜて、慎重に意見を聞いていくべきだろうというふうに思っております。

今定例会の予算委員会においても、附帯工事、大体この金額であれば、1年間で完成するだろう、その後、外構、内装等が必要となってくるという説明でありましたけれども、だとすれば、この6月定例会ではなくて、7月、8月に予定されております地域懇談会等で、19自治組織の中でしっかりと説明し、御意見を伺った後、9月定例会でもこの繰越明許費の上程というのは十分間に合うスケジュールだろうというふうに私は思っております。

議会の中では大変少数のこういった慎重論かもしれませんが、私は、一旦この議会を出て、市民の皆様の中では、まだまだ反対や慎重に検討してほしいというような意見というのはたくさんあると思います。この補正予算をこの議会全員一致で認めてしまえば、もうその反対の声というのはこの議場で届けることができなくなると私は思っております。やはりこの事業に関しては、もっともっと慎重に事業を進めていただきたいという思いで、大手を振って契約できる環境を整えていただいたと本当に思える状況で繰越明許、工事発注を行っていただきたいという思いで、この議案第69号に反対とさせていただきます。

○議長（亀井源吉君） ほかに討論はありませんか。

（21番 竹原孝剛君、挙手して発言を求めらる）

○議長（亀井源吉君） 竹原議員。

○21番（竹原孝剛君） 議案第69号の三次市一般会計補正予算（第1号）（案）に賛成の討論をしたいと思います。

補正というのは、元来、緊急やむを得ないものとして上程をされているわけで、この時期に多くの補正の案というのは、補正額というのは出ないわけでありまして、執行部としても緊急なものが出たというふうに判断をするわけでありまして、特に、その中でも、行政情報処理経費の基幹システム、クラウドサービスを自庁方式に変更するというのも出ています。これは、民間会社ができないということで、自庁方式にするということでありまして、これが停止すれば、窓口業務が停止し、市民サービスが低下する。低下するというか、混乱をするということになります。特に、福祉の問題、それから戸籍謄本などの窓口業務が停止するおそれもあるわけで、そうした先を見越した補正が出ているというふうに認識をするわけで、ただ、自庁方式にする場合は安全性の確保が必要だろうと。火事などがあつたときに個人情報などが消失するというのもあり得るわけで、十分そのあたりも検討しながらこれはしていただきたいというふうに思いますし、慎重にこれも取り組んでいただきたいと。しかし、反対するというものではないというふうに思っています。

さらに、作木診療所の電子カルテの導入、エコー機器の更新という、これも市民に直結した、市民の健康を守るということでは重大な補正だというふうに認識をしているわけでありまして、行政執行上やむを得ないというふうに考えております。

それから、先ほど討論ありました三次地区拠点施設については、これは、建てる建てないということの補正じゃなくて、事務執行上だけの、予算執行上だけの問題でありまして、これをやるかやらんかという議論ではないというふうに思っております。特に、繰越明許でありますから、この時期に繰越明許をしておかないと建たないということでありまして、もしこれに反対をするんなら、事務的なやり方とすれば、29年度予算を減額して、30年度の債務負担行為に出すという修正案でこれはするべきで、この繰越明許に反対をするということにはならない。

特に、この三次地区拠点施設については、今年3月の反対意見はたくさんありましたが、しかし、最後には議会として大多数の議をもって賛成をしたわけでありまして、市長も、その意見を聞きながら、市民理解を進めるとして、早期の周知、理解を求める取組を今行っているところでありまして、その意味合いも含めて、早期事業執行はしないということを表明されているわけで、本来なら、この6月議会で契約議案が出るぐらいのところが望ましい。さらには、そういう声も、三次町の方からは、早期に着工してほしいと、いつまで待たせるんだという声も逆にまたあるわけで、これを待っている方も多くおるわけで、早期にこれも結論を出さなくてはならないというふうに思っている。議会としても、3月議会で大多数の意見で賛成をもって議決をしているわけですので、そういう声もしっかり聞きながら、行政執行をぜひともしていただきたいというふうに思っているところでありまして。

仮に、この予算ができなかったとすれば、きちっと工期をとった入札公告もできないというようなことになれば、また業者の皆さんにも迷惑をかけるということになるわけで、予算を議決した議会、我々としても、予算に対しての責任というのは大きくあるわけでありまして、今議会で繰越を認めないとすれば、事実上、予算執行のできない予算状況、それを議会が発生させてしまうということになりますから、やっぱり議会とすれば、こうした議決した予算を予算

執行状況に正すことが議会としての責務であるというふうに思うわけで、むやみやたらに何でもかんでも反対というのではいけないと。やっぱり事務的なものはちゃんと事務的に行わせるということも我々議会の責務でありますから、そこも含めて、賛成討論とさせていただきます。

○議長（亀井源吉君） ほかに討論はありませんか。

（12番 吉岡広小路君、挙手して発言を求める）

○議長（亀井源吉君） 吉岡議員。

○12番（吉岡広小路君） 私は、本補正予算に対して反対の立場で討論したいと思いますが、理由については、先ほど杉原議員からお話をいただいたとおり、三次地区拠点整備に関する繰越明許に関するものであります。その中で、委員長報告にもありましたけれども、拠点整備事業については、本市全体の活性化を焦点に事業周知を行うとともに、市民の意見を広く聴取できる手段を構築し、事業に反映できる取組とされたいというふうに意見も述べられておるところであります。

一般質問等で申し上げましたけれども、三次市の場合は、既に、この広く市民の意見を聴取する手段として、平成19年4月1日から、いわゆる三次市パブリック・コメント手続条例というのを条例化しておるところであります。この条例は、いわゆる住民基本条例であります三次市まち・ゆめ基本条例において保障された市民の権利の中に、市民の意見を広く聴取するというので、このパブリック・コメント手続条例が定められたものであって、その定義としては、「市の基本的な施策等の策定に当たり、施策等の趣旨、目的、内容等必要な事項を広く公表し、市民等から意見及び情報を求め、提出された意見等を考慮して意思決定を行うとともに、意見等に対する市の考え方を公表する」となっております。これがいわゆる三次市パブリック・コメント手続条例に明示をしてあるところでありまして、今回そういったところを質問したところ、部長等の答弁によると、既にこのパブリックコメントについては平成26年の9月と10月で行ったということでもありますけれども、この平成26年の9月、10月というのは2年半も前のことでありまして、その時点において、いわゆる三次地区拠点整備事業の中で妖怪博物館建設を主要な事業とするということは全く決定していない事項でありまして、妖怪博物館建設を示されたのは昨年12月1日、それから、議会の中で示されたのが昨年の12月議会ということでありまして、当然、その後、この基本条例に基づいて、手続条例に基づいて、パブリックコメントをきちんと市民の皆さんから聴取するというのが当たり前のことだろうと思いますし、条例に基づいた施策を展開するというのが市としての基本姿勢であろうかというふうに思います。

もしこのパブリックコメント等のいわゆる市民からの意見を聴取ということがされないのであれば、明らかにこれは条例違反になるというふうに私は考えますし、よって、まず市民の意見、先ほど賛成ということもありましたけど、賛成も反対も含めて、きちんと市民の意見を広く聴取するところ、そこから事業の是非でありますとか、ここに市の意思決定を行うというふうに書いてありますので、その前提となる市民の意見をきちんとパブリック・コメント手続条例に基づいて聴取していただきますようお願いをして、反対の討論といたします。

○議長（亀井源吉君） ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(亀井源吉君) これをもって討論を終わります。

これより議案第69号外1議案を採決いたします。

初めに、反対討論のありました議案第69号平成29年度三次市一般会計補正予算(第1号)(案)を採決いたします。

議案第69号は、反対討論がありましたので、起立により採決いたします。

委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(亀井源吉君) 起立多数であります。

よって、議案第69号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第70号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(亀井源吉君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第70号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 発議第1号 地方財政の充実・強化を求める意見書(案)

○議長(亀井源吉君) 日程第5、発議第1号地方財政の充実・強化を求める意見書(案)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(14番 小田伸次君、挙手して発言を求め)

○議長(亀井源吉君) 小田議員。

[14番 小田伸次君 登壇]

○14番(小田伸次君) 皆さん、おはようございます。

ただいま御上程となりました発議第1号について、提出者を代表して提案理由の説明を申し上げます。

提出者は、竹原孝剛議員、福岡誠志議員、宍戸稔議員、杉原利明議員、横光春市議員、弓掛元議員、重信好範議員と私、小田伸次でございます。

本案は、地方自治法第99条及び三次市議会会議規則第14条の規定により提出するものでございます。

案文の朗読をもって提案理由の説明にかえさせていただきます。

発議第1号

地方財政の充実・強化を求める意見書（案）

地方自治体は、子育て支援策の充実と保育人材の確保、高齢化が進行する中での医療・介護などの社会保障への対応、地域交通の維持など、果たす役割が拡大する中で、人口減少対策を含む地方版総合戦略の実行やマイナンバー制度への対応、大規模災害を想定した防災・減災事業の実施など、新たな政策課題に直面している。

一方、地方公務員をはじめとした公的サービスを担う人材に限られる中で、新たなニーズへの対応と細やかな公的サービスの提供が困難となっており、人材確保を進めるとともに、これに見合う地方財政の確立をめざす必要がある。

こうした状況にもかかわらず、社会保障費の圧縮や「公的サービスの産業化」など地方財政をターゲットとした歳出削減に向けた議論が加速している。特に「トップランナー方式」の導入は、民間委託を前提とした地方交付税算定を容認するものであり、地方財政全体の安易な縮小につながるものが危惧されるものとなっている。「インセンティブ改革」とあわせ、地方交付税制度を利用した国の政策誘導であり、客観・中立であるべき地方交付税制度の根幹を揺るがしかねないものである。また、「骨太方針2015」以来、窓口業務のアウトソーシングなどの民間委託を2020年度までに倍増させるという目標が掲げられているが、地域による人口規模・事業規模の差異、公共サービスに対する住民ニーズ、各自治体における検討経過や民間産業の展開度合いの違いを無視するものであり、数値目標設定による民間委託の推進には賛同できない。

本来、必要な公共サービスを提供するため、財源面を担保するのが地方財政計画の役割である。しかし、財政再建目標を達成するためだけに歳出削減が行われ、結果として不可欠なサービスが削減されれば、本末転倒であり、国民生活と地域経済に疲弊をもたらすことは明らかである。

このため、2018年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、国民生活を犠牲にする財政とするのではなく、歳入・歳出を的確に見積り、人的サービスとしての社会保障予算の充実と地方財政の確立をめざすことが必要である。このため、政府に次の事項の実現を求める。

- 1 社会保障、災害対策、環境対策、地域交通対策、人口減少対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保を図ること。
- 2 子ども・子育て支援新制度、地域医療の確保、地域包括ケアシステムの構築、生活困窮者自立支援、介護保険制度や国民健康保険制度の見直しなど、急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障予算の確保及び地方財政措置を的確に行うこと。
- 3 地方交付税における「トップランナー方式」の導入は、地域によって人口規模・事業規模の差異、各自治体における検討経過や民間産業の展開度合いの違いを無視して経費を算定するものであり、廃止・縮小を含めた検討を行うこと。
- 4 災害時においても住民の命と財産を守る防災・減災事業は、これまで以上に重要であり、自治体庁舎をはじめとした公共施設の耐震化や緊急防災・減災事業の対象事業の拡充と十分

な期間の確保を行うこと。また、2015年度の国勢調査を踏まえた人口急減・急増自治体の行財政運営に支障が生じることがないように、地方交付税算定のあり方を引き続き検討すること。

- 5 地域間の財源偏在性の是正のため、偏在性の小さい所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、抜本的な解決策の協議を進めること。

同時に、各種税制の廃止、減税を検討する際には、自治体財政に与える影響を十分検証したうえで、代替財源の確保をはじめ、財政運営に支障が生じることがないように対応を図ること。

- 6 地方財政計画に計上されている「歳出特別枠」、「まち・ひと・しごと創生事業費」等については、自治体の財政運営に不可欠な財源となっていることから、現行水準を確保すること。また、これらの財源措置について、臨時・一時的な財源から恒久的財源へと転換を図るため、社会保障、環境対策、地域交通対策など、経常的に必要な経費に振り替えること。

- 7 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図り、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握、小規模自治体に配慮した段階補正の強化などの対策を講じること。

同時に、地方交付税原資の確保については、臨時財政対策債に過度に依存しないものとし、対象国税4税（所得税・法人税・酒税・消費税）に対する法定率の引き上げを行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年（2017年）6月30日

三 次 市 議 会

以上であります。全員の御賛同をいただきますようお願いし、提案理由の説明といたします。

- 議長（亀井源吉君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（亀井源吉君） 質疑なしと認めます。

討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（亀井源吉君） 討論なしと認めます。

これより発議第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

本意見書案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（亀井源吉君） 御異議なしと認めます。

よって、発議第1号地方財政の充実・強化を求める意見書（案）は原案のとおり可決されま

した。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 発議第2号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書  
(案)

○議長（亀井源吉君） 日程第6、発議第2号教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書（案）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（16番 鈴木深由希君、挙手して発言を求め）

○議長（亀井源吉君） 鈴木議員。

〔16番 鈴木深由希君 登壇〕

○16番（鈴木深由希君） ただいま御上程となりました発議第2号について、提出者を代表して提案理由の説明を申し上げます。

提出者は、大森俊和議員、岡田美津子議員、吉岡広小路議員、齊木 亨議員、山村恵美子議員、藤井憲一郎議員と私、鈴木深由希でございます。

本案は、地方自治法第99条及び三次市議会会議規則第14条の規定により提出するものでございます。

案文の朗読をもって提案理由の説明にかえさせていただきます。

発議第2号

教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書（案）

学校現場における課題が複雑化・困難化する中で子どもたちのゆたかな学びを実現するためには、教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが不可欠である。そのためには教職員定数改善などの施策が最重要課題となっている。

文部科学省が4月に公表した「教員勤務実態調査」において、過労死ライン（時間外勤務が月80時間超）の教員が小学校で33.5パーセント、中学校で57.7パーセントに上がっていることが明らかになった。明日の日本を担う子どもたちを育む学校現場において、教職員が人間らしい働き方ができるための長時間労働是正が必要であり、そのための教職員定数改善も欠かせない。

義務教育費国庫負担制度については、「三位一体改革」の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられた。いくつかの自治体においては、厳しい財政状況の中、独自財源による定数措置が行われているが、地方自治体の財政を圧迫している。国の施策として財源保障をし、子どもたちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請である。ゆたかな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠である。

よって、国会及び政府においては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるようにするために、次の措置を講じるよう強く要請する

ものである。

- 1 計画的な教職員定数改善を推進すること。
- 2 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年（2017年）6月30日

三 次 市 議 会

以上であります。全員の御賛同をいただきますようお願いし、提案理由の説明といたします。

○議長（亀井源吉君） 質疑を願います。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（亀井源吉君） 質疑なしと認めます。  
討論を願います。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（亀井源吉君） 討論なしと認めます。  
これより発議第2号を採決いたします。  
お諮りいたします。  
本意見書案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（亀井源吉君） 御異議なしと認めます。  
よって、発議第2号教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書（案）は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 発議第3号 公契約条例の制定による適正賃金・労働条件の確保と地域経済の振興を求める決議（案）

○議長（亀井源吉君） 日程第7、発議第3号公契約条例の制定による適正賃金・労働条件の確保と地域経済の振興を求める決議（案）を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

（14番 小田伸次君、挙手して発言を求め）

○議長（亀井源吉君） 小田議員。
〔14番 小田伸次君 登壇〕

○14番（小田伸次君） ただいま御上程となりました発議第3号について、提出者を代表して提案理由の説明を申し上げます。

提出者は、竹原孝剛議員、福岡誠志議員、宍戸 稔議員、杉原利明議員、横光春市議員、弓掛 元議員、重信好範議員と私、小田伸次でございます。

本案は、三次市議会会議規則第14条の規定により提出するものでございます。

案文の朗読をもって提案理由の説明にかえさせていただきます。

発議第3号

公契約条例の制定による適正賃金・労働条件の確保と

地域経済の振興を求める決議（案）

自治体が発注する公共工事や委託事業において、ダンピング受注が激化し、そのしわ寄せが、労働者の賃金を低下させている。建設産業への若年入職者が減少する一方、高齢化が進み、このままでは熟練労働者から若手への技能承継がなされず、建設産業や公共関連事業の将来が危惧されている。人材育成には一定の期間を要するため、今、対策を講じなければ、近い将来、災害対応やインフラの整備・維持・更新にも支障が生じかねない。低額発注や重層下請のピンハネ構造による低賃金は、ワーキング・プアを生むだけでなく、公共サービスや建築物の質の劣化・事故を招く。埼玉県ふじみ野市（2006年）や大阪府泉南市（2011年）で起きたプールでの児童の死亡事故は、低額発注と管理・運営の丸投げによって、必要なスキルをもった労働者が現場に配置されなかったことが事態を深刻化させた。また、各地で低額発注に起因する手抜き工事・点検で、建造物が崩落する事故も発生している。更に低賃金による労働者不足などで建設産業そのものが疲弊し、地域経済の維持に警鐘が発せられ、老朽化している生活関連インフラの改修すらできない事態が起きている。

その打開のため国土交通省は、2013年から2016年にかけて公共工事設計労務単価を全職種平均で34.7パーセント（東日本大震災被災地では50.3パーセント）引き上げ、「適切な賃金水準の確保や社会保険加入」を業界団体や自治体に要請した。これによって、公的機関からの工事発注単価は改善されたが、元請企業や中間業者に「中抜き」、改善されない重層下請け構造などによって、現場の労働者に届いていないのが現状である。現場労働者の処遇は、政府の意図どおりには改善されていない。更にアウトソーシングや指定管理の現場で働く多くの労働者の賃金は、最低賃金に接近している。

こうした実態を改善するために、今、「公契約条例」の制定が各地に広がっている。公契約条例の目的は、発注額と労働者の賃金の適正化により、公務・公共サービスの質の確保、事業者の健全経営、労働者の暮らしの安定と技能向上を確保し、地域循環型経済の確立をめざし、市民が安心して暮らすことのできる地域社会を実現しようとするものである。

住民の安全・安心を守る公務・公共サービスの質を確保するために、ダンピング受注を廃して適正価格による発注を実施し、労働者の労働条件を改善することが緊急に必要である。更に人手不足の拡大によって、必要な行政サービスが確保できないような事態は避けなければならない。

よって、三次市議会は執行者に対し、発注する公共工事や業務委託について、執行者が適切と考える賃金・報酬が、事業に従事する労働者に確実に支払われるよう、公契約条例を制定す

ることを求める。

以上のとおり決議する。

平成29年（2017年）6月30日

三 次 市 議 会

以上であります。全員の御賛同をいただきますようお願いし、提案理由の説明といたします。

○議長（亀井源吉君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（亀井源吉君） 質疑なしと認めます。

討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（亀井源吉君） 討論なしと認めます。

これより発議第3号を採決いたします。

お諮りいたします。

本意見書案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（亀井源吉君） 御異議なしと認めます。

よって、発議第3号公契約条例の制定による適正賃金・労働条件の確保と地域経済の振興を求める決議（案）は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 閉会中継続審査申出事件1件

（総務常任委員会）

陳情第2号 北朝鮮のミサイルに備えた避難訓練等の実施を求めることについて

○議長（亀井源吉君） 日程第8、委員会における閉会中の継続審査申し出についてを議題といたします。

総務常任委員長から、目下委員会において審査中の陳情第2号北朝鮮のミサイルに備えた避難訓練等の実施を求めることについては、内容について引き続き調査・研究が必要なため、審査終了まで継続審査としたい旨、会議規則第109条の規定により申し出がありました。

お諮りいたします。

総務常任委員長からの申し出のとおり、陳情第2号は閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（亀井源吉君） 御異議なしと認めます。

よって、総務常任委員長からの申し出のとおり、陳情第2号は閉会中の継続審査に付することに決しました。

以上で今期定例会に付議された事件の審議は全て終了いたしました。

これにて平成29年6月三次市議会定例会を閉会いたします。

11日間にわたる審議、大変御苦労さまでありました。

~~~~~ ○ ~~~~~

——閉会 午前10時54分——

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成29年6月30日

三次市議会議長 亀井源吉

会議録署名議員 横光春市

会議録署名議員 重信好範